

23み監査第 36号

平成23年8月23日

みよし市長 久野知英様

みよし市監査委員 倉本繁八

同 近藤義広

平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成22年度みよし市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成22年度みよし市健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成23年8月5日から平成23年8月8日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総括

審査に付された下記の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	-	12.99	20.00
②連結実質赤字比率	-	-	17.99	35.00
③実質公債費比率	5.1	5.1	25.0	35.0
④将来負担比率	-	-	350.0	

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字額は、前年度に引き続き発生していない。実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は負の値となり、△13.83%である。前年度と比較して、5.18ポイント良化している。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、前年度に引き続き発生していない。連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は△27.93%で、前年度より10.38ポイント良化している。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、5.1%で前年度と同率であり、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担額(28,179,975千円)を上回る充当可能財源等(40,200,710千円)があるため、算定されないの「―」と記載されている。なお、算式による計算上の将来負担比率は△109.0%となっている。

以上、健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準の数値以下であり、本市財政の健全性は高いものと認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成22年度みよし市病院事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、平成23年8月5日から平成23年8月8日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総括

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、適正に行われているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

特別会計名	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	-	-	20.0	

2 個別意見

資金不足比率は、資金不足額÷事業規模であり、病院事業会計では、資金の不足額は生じていない。よって、資金不足比率が発生しないので「—」と記載されている。

この審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成23年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると、実質流動比率は408.2%となる。したがって、実質的な資金不足比率は△48.4%となり、経営健全化基準の20.0%を大きく下回っており、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成22年度みよし市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、平成23年8月5日から平成23年8月8日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総括

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、適正に行われているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

特別会計名	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準	備考
下水道事業特別会計	-	-	20.0	

2 個別意見について

下水道事業特別会計は、地方公営企業法非適用企業のため資金不足額の算定方法については、「歳出額+算入地方債の現在高-歳入額-翌年度に繰り越すべき財源-解消可能資金不足額」の計算式であり、平成21年度と同様に資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は生じないので「—」と記載されている。

このように地方公営企業法非適用企業の場合は、地方公営企業法適用企業と資金不足比率の算定方法が異なり、実質的に資金不足額は生じていないが、運営については、今後の市の財政状況を十分に考慮し事業を推進されたい。

※算入地方債の現在高とは、建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起した地方債の平成22年度決算における残高
※翌年度に繰り越すべき財源とは、継続費繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額及び支払繰延額の合算額からこれらに係る未収入特定財源を控除した額

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成22年度みよし市農業集落排水事業特別会計資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、平成23年8月5日から平成23年8月8日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総括

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、適正に行われているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

特別会計名	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準	備考
農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0	

2 個別意見について

農業集落排水事業特別会計は、地方公営企業法非適用企業のため資金不足額の算定方法については、「歳出額+算入地方債の現在高-歳入額-翌年度に繰り越すべき財源-解消可能資金不足額」の計算式であり、平成21年度と同様に資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は生じないので「-」と記載されている。

このように地方公営企業法非適用企業の場合は、地方公営企業法適用企業と資金不足比率の算定方法が異なり、実質的に資金不足額は生じていないが、運営については、今後の市の財政状況を十分に考慮し事業を推進されたい。

※算入地方債の現在高とは、建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起した地方債の平成22年度決算における残高
※翌年度に繰り越すべき財源とは、継続費繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額及び支払繰延額の合算額からこれらに係る未収入特定財源を控除した額

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。